

知財ワールドの存在を伝える

〈ポスター発行に当たり〉 日本弁理士会会長 笹島富二雄

日本弁理士会におきましては、小学校高学年および中学校低学年を主たる対象として産業財産(知的財産)に関するポスターを企画作成いたしましたので、各校の自由学級等の授業にご利用いただきたいと思います。

表面側の内容がポスターの第1号であります。このポスターを1年3学期の各学期毎に発行することを目指しております。

日本弁理士会は産業財産権(特許権など)の創設、利用、活用を専門的に取り扱う専門家である弁理士が所属している唯一の団体であります。

知的財産権専門家としての視点から、若い世代に知財ワールドの存在を教える必要性を痛感し、教育現場において利用できる素材を作成いたしました。本年7月に小泉内閣総理大臣が議長である知的財産戦略会議から発表された知的財産戦略大綱にも、若い世代に対して知財マインドを啓発することがうたわれておりますが、本ポスターをその1手段として是非

非ご活用下さるようお願い申し上げます。

一方、日本弁理士会としては、母校(小学校・中学校)に戻ろうの合い言葉で、弁理士一人ひとりが本会の広報担当となって、各自の環境に合わせまして、自分や子ども等の母校の小学校や中学校に戻って、知財ワールドの存在を紹介することを考えております。是非、貴校の方からも父兄の弁理士若しくは本会に声をかけていただき、今後も提供いたしますポスターを1教材として、若い世代への知財マインドの啓発教育を実行していただけますれば、企画立案者としての望外の喜びであります。

最後に、貴校のますますのご発展をお祈り申し上げます。



日本弁理士会からのメッセージ

*「知的財産教育の重要性」

技術の進歩は私たちの生活を豊かにし、快適な環境を提供してくれると同時に、さまざまな問題も生み出します。情報化社会あるいはネット社会と称される現在、私たちの価値基準は、物体や機械(ハード)のみならず、情報やアイデア(ソフト)にもハード同様の価値を見いだすようになってきました。コンピュータを運用するためにソフトウェアが必要不可欠であることは典型的な例でしょう。

ハード(車や携帯電話など)は、物体や機械が目に見える形で存在しているため、所有している人や状態を明確に認識することができます。しかし、ソフト(コンピュータプログラムやアイデア)は目に見えず、複製品を簡単に作り出せるという特徴があるため、所有している権利を他人に示すことは非常に難しいのが現状です。新案の発案者や創作者の了解を得ずに他者が無断で模倣を行うと産業において「先進的な技術」という優位性を失います。そのことによって発案者や創作者の開発に関する苦心をないがしろにしてしまい、結果的に新技術に対する創作意欲を喪失させてしまいます。

日本弁理士会は、次世代層への知的財産教育を通じて、物体や機械(ハード)、情報やアイデア(ソフト)の区別無く価値を見いだす意識の普及を図り、現在の社会に対応できる精神的な土壌作りを考えております。

知的財産は特許法や著作権法などの法律により保護されておりますが、法律に頼る前に一人ひとりが情報やアイデア(ソフト)に対する注意・心がけができれば、それに勝るものはありません。そしてそのような意識作りは若年層から必要であると考えています。

*「日本弁理士会からの学校に向けた授業支援」

次世代層へ向けた知的財産教育は、実際の教育現場の先生方との連携が最も効果的であると考えられ、このようなポスターを素材として提供させていただきます。ポスターでは伝わりきらない部分もあろうかと存じますので、弁理士の派遣や、資料をご希望される方はお手数ですが、下記までご連絡いただきたくお願い申し上げます。そして知的財産教育を現場の先生方と共に進めることができれば幸いです。

◎日本教育新聞社 企画調査室 TEL:03-3461-3588 FAX:03-3780-0080
E-MAIL: plan@kyoiku-press.co.jp

2

※このページをコピーしてお使いください。